

## 郵政民営化委員会（第37回）議事録

日時：平成20年2月22日（金） 10：00 ～ 10：21

場所：虎ノ門第10森ビル5階 郵政民営化委員会会議室

○田中委員長 それでは、これより郵政民営化委員会第37回会合を開催いたします。

本日は、委員4名出席ですので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に沿って議事を進行いたします。

議題第1は、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務（他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し）の認可申請についてであります。

本件認可申請については、前回までの委員会において、大方の論点が尽くされたと思いますので、意見の取りまとめに入りたいと思います。

事務局の方から、論点整理をしていただきましたものを提示してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○金井参事官 資料1でお配りしてございます金融二社の新規業務に関する意見書（案）でございます。読み上げさせていただきます。

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務（他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し）に関する郵政民営化委員会の意見（案）

### 1 基本的な考え方

#### (1) 利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

#### (2) 適正な競争関係

金融サービスの競争関係については、そのサービスの内容に応じて種々の要因が影響するため、規模の大きさやいわゆる「暗黙の政府保証」というパーセプションなどによ

り一律に論ずることは適当でない。金融二社の今回の申請に係る業務については、こうした要因はいずれも重要でなく、競争関係を歪めることにはつながらないものと考えられる。

また、他の民間金融機関においても、一律の議論を行うのではなく、個々の業務について、金融二社をパートナーとして新たな分野に取り組む等、創意工夫を行うことが期待される。

なお、いわゆる「暗黙の政府保証」が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。

### (3) 業務遂行能力・業務運営態勢

申請に係る業務の実施に際しては、利用者保護等に係るコンプライアンス態勢を確保しつつ顧客に金融サービスを適切に提供し得るよう、業務遂行能力・業務運営態勢を整備することが必要である。

なお、これらの整備に当たっては、今後の業務展開を視野に入れつつ進めることが肝要である。

### (4) 経営全般との関わり

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

こうした経営努力を通じ、金融二社は、民間金融機関としての経営実態を整えていくことが求められる。

### (5) 「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（平成18年12月20日）の観点からの評価

申請に係る業務は、市場において一般的に提供されている商品・サービスで定型なものであるとともに、個人向け商品・サービスであってコアコンピタンスとの関係が強い業務である。

また、他社商品の仲介業務は、金融二社と他の民間金融機関との協業により利用者利便の向上につながり得るものである。

## 2 申請に係る業務の認可に関する考え方

### (1) 業務認可の要件

金融二社については、民間金融機関として、的確な業務を行うための業務遂行能力・業務運営態勢の整備に加え金融商品取引法の施行等に伴う一層の態勢整備が求められるため、金融庁長官及び総務大臣は、利用者保護及びリスク管理の観点から、これらの双方を確認することが必要である。

なお、株式会社かんぽ生命保険の申請に係る入院特約の見直しについては、当該業務の実施により、将来的には保険金支払件数の増加の可能性があることから、支払態勢を含む所要の内部管理態勢の整備について確認することが必要である。

## (2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、金融二社の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

また、申請に係る業務については、今後の業務展開への試金石となるものであり、経営に対する寄与の状況を適切に把握しつつ機動的な対応が行われていることを確認する必要がある。

なお、申請に係る業務に関しては、新規業務の認可に関わる手続の透明性を確保する必要性にかんがみ、郵政民営化委員会での調査審議における議論等を踏まえつつ業務の実施が進められる必要がある。

## (3) その他

金融庁長官及び総務大臣は、認可後も、金融二社の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、郵政民営化委員会に対し必要に応じ報告されたい。

以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

この意見書案に、我々のこれまでの調査審議、議論の過程が十分反映しているというふうに思われるかどうか、何かまだ問題点はあるのかどうか、ご意見がもしありましたら。

○飯泉委員 この利用者利便の向上というのが、基本的な考え方の1番目に……。

○田中委員長 頭には書いていますね。

○飯泉委員 ええ、頭に。最初は3番目かなどという話もありましたので、そうした意味では郵政民営化そもそもの目的といったものをここに書いてある。これで全体を見ていくというこ

とで、私は非常によくまとまっていると思います。

○田中委員長 そうですね。立法の趣旨からいけば、これが最初に書いていないといけない。よろしいでしょうか。

それでは、この「株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務（他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し）に関する郵政民営化委員会の意見」について、本日中に金融庁長官及び総務大臣あてに提出することとしたいと思います。

続きまして、議題2の郵便事業株式会社の新規業務（貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務）の認可申請についてであります。

2月20日を締切として、ホームページにおいて実施した意見募集について、寄せられました意見があったそうです。事務局からご紹介をお願いいたします。

○田尻参事官 前回ご審議いただきました郵便事業株式会社の新規業務に関する意見募集を行いました。1月31日から2月20日までの3週間行いまして、1件、意見が出ましたのでご報告させていただきたいと思います。

○田中委員長 1件だけですか。

○田尻参事官 はい。

ここにございますとおり、個人の方から、基本的に賛成のご意見をいただいております。ご意見の概要でございますけれども、郵便事業の効率化とサービス向上を達成するための重要な一歩である。また、郵便事業会社の参入による競争は他運送事業者も想定すべきことであるということでございます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。

寄せられましたご意見を含めまして、何かございますか。

賛成という人、こうやって個人で出される方もあるんですね。

○木下事務局長 はい。今までもありましたね。個人での意見は、例えば所見のときなどもございました。

○田中委員長 やはり、ちゃんと監視というか、関心を持って見ていただいている方もおられるわけですね。

○飯泉委員 やはり毎回の委員会のやりとりなども、ご覧になっているのではないのでしょうかね、ウォッチャーとして。ですから、こういう意見になってくるんですね。

○富山委員 ウォッチャーのウォッチャー。

○飯泉委員 ええ、ウォッチャーのウォッチャー。だから、心強いです。

○田中委員長 モニター過程をモニターするという。

○飯泉委員 多いですね、最近ね。

○田中委員長 それでは、よろしいでしょうか。

本件認可申請については、ただいまご紹介いただいた意見募集結果においても、新たに考慮すべき論点はないということです。前回の委員会において、大方の論点が議論されたと思いますので、意見の取りまとめに入りたいと思います。

事務局の方で案を作成してもらいましたので、説明をお願いいたします。

○田尻参事官 資料2-2でございますが、意見を取りまとめましたので、読み上げさせていただきます。

郵便事業株式会社の新規業務（貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務）に関する郵政民営化委員会の意見（案）

## 1 基本的な考え方

郵便事業株式会社が、旧日本郵政公社の時代から続く、いわゆるゼロ連結の関係を整理し、連結対象となる会社の範囲を明確化することは、経営の効率性・透明性を高めるために不可欠と考えられる。

このような観点から、郵政民営化委員会（以下、「当委員会」という。）は、同社の取組みを評価する。

## 2 申請に係る業務の認可に関する考え方

### (1) 業務認可の要件

総務大臣は、今回の申請に係る業務の認可について、以下の点を確認しつつ行う必要がある。

#### ① 目的内業務の遂行に支障がないこと

目的内業務である郵便の業務等の遂行に支障が生じることのないよう、郵便事業株式会社が、今回の申請に係る業務を、目的内業務の用に供する設備等の余剰能力の範囲内で付随的に実施すること。

#### ② 同種の業務を営む事業者の利益を不当に害さないこと

同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう、郵便事業株式会社が、今回の申請に係る業務における商品やサービスの価格を適切に設定すること。

### (2) 業務を実施する場合の留意事項

郵便事業株式会社は、今般いわゆるゼロ連結の関係にある会社を整理・統合するにあたり、業務の安定性や品質、効率性の向上に資するように経営管理を行う必要がある。

(3) フォローアップ

総務大臣は、認可後も、今回の申請に係る業務が適切に実施されていることを継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対して必要に応じ報告されたい。

3 その他

総務大臣は、予見可能性を確保する観点から、今後、郵便事業株式会社法第3条第3項の認可の対象となる法人の範囲について、実質支配力基準も考慮しつつ、明確化することが適当である。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。

この意見に、これまでの我々の審議過程が十分反映しているかどうかについて、ご意見をいただければと思います。委員の皆様のご貢献によって、この「ゼロ連結」の問題を整理するという方向性を出してもらいまして、日本郵政株式会社の方でも、それに見合った対応をいただいているというふうに思いますので、一連の経緯はこの意見の中に、私は反映しているのではないかなと思っているんですが、これはどうでしょうか。

野村委員、どうでしょうか。

○野村委員 特に私は、異存はありません。

ただ、これはちょっと一般論ですけども、私たちの意見というのは誰が見るのかということにもちょっと関係すると思うんですが、「ゼロ連結」というのは、一般的用語ではなくて、郵政事業体における特殊な状況を表しています。ですので、これを見ただけで「『ゼロ連結』って何だろう？」と、わからない人がいると思うんですよね。それを解決することは何がよいことなのかということが伝わらないと、私たちのメッセージが伝わりにくいところもあると思うので、この意見は意見としてよろしいのですけれども、この「ゼロ連結」というのをちゃんとわかるようにした方が良いのではないのでしょうか。

○富山委員 何か補足して、どこかに用語解説を。

○野村委員 用語解説は要らないかもしれませんが、何か良い方法はないのでしょうか。

○飯泉委員 普通は、脚注に注か何かを入れてやればよいわけでしょう。それで、今、野村委員が言われるみたいに、もし「ゼロ連結」がこの郵政民営化で特に、まあ、一般には聞かない

言葉ですから、こういう理由で「ゼロ連結」というのを委員会としては着目したんだと。それで、今回、こういう整理をしたと。これは、基本的な考え方の中を2項目に分けてもよいかもしれないですね。

○田中委員長 企業会計の教科書にも、「ゼロ連結」とは書いていないんですか。

○富山委員 あまり聞いたことないですね。今、実質支配基準というのはあるんですよね。そのうちの1類型なのでしょう。普通、全くゼロで実質というケースは考えにくいですね、よっぽどのことじゃないと。

○野村委員 ないですよね。元々は出資比率で決めていて、そこに若干のアロウアンスを認めるというのは議論があると思いますけれども、「ゼロ連結」とするというのはかなり例外的ですよ。

○木下事務局長 やはり金融機関とか公共体の特殊な現象だと思いますね。普通の事業会社ですと、そういう支配は及びようがないので。

○野村委員 そうですね。

○富山委員 そこまで強烈的な支配は及ばないですものね。

○飯泉委員 というか、公共事業体でも、滅多に「ゼロ連結」はないんじゃないですか。必ず連結をすれば、何か出てきますから。

○木下事務局長 そうですね。出資規制があるという場合に特有ですね。

○飯泉委員 ええ。だから、私もまさに公共事業体、大学でやってきましたが、「ゼロ連結」というのは初めて聞きましたもので。

○富山委員 この業界ではこうなのでしょうね。

○野村委員 出資規制の関係で、従来、郵政公社においては、出資がないにもかかわらず、事実上の連結が認められていたという経緯があるということなんですよ。

○田中委員長 脚注に振ると……。

○野村委員 脚注はちょっと変ですかね。

○田中委員長 まあ、難しい場合は本文に入れるとすれば、この「いわゆる」のところを外して、「何々であるゼロ連結」というふうに、もし入れるとすると。

○木下事務局長 こういう整理をさせていただくと、割となめらかに処理できると思います。つまり、この意見自体は総務大臣に見ていただくものですので、総務大臣はそういう業界用語はわかっているはずであるということで、これはこれでやらせていただいて、ホームページでご披露するときには、これは一般国民がご覧になるので、このままだと何のことかわからぬと

ということとなりますから、それについてテクニカルな意味での解説をつけるというようなことです。これで少し検討させていただいたらどうかなというふうに思います。

○野村委員 そうですね。

○田中委員長 むしろ、そのぐらいの親切心は要る。

○木下事務局長 「ゼロ連結」を説明するきっちりした言葉があるかどうかというのはわかりませんが、何か少し検討してみたいと思います。

○飯泉委員 学術的にも、これをきっかけにいろいろ新たな定義をつくってもらったらよいでしょうし。

○富山委員 前も言いましたけれども、割とこの類の実質支配関係が腐食の温床になっている場合も多いですから、こういう相手に事実上、強制的にものを出させてしまうというのはよくあるので、よいのではないのでしょうか、こういう議論をしてみるのも。

○野村委員 冒頭に申し上げましたけれども、この意見が総務大臣に出されるのであれば、私はこの中に書き込むことについて、特にこだわる必要はありませんので、国民に伝わるようにどこかのチャンスがあれば、それで結構でございます。

○田中委員長 それでは、ホームページで工夫をよろしく願いいたします。

意見書はそれでよろしいですか。

それでは、この「郵便事業株式会社の新規業務（貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務）に関する郵政民営化委員会の意見」については、本日中に総務大臣あてに提出することとしたいと思います。

続きまして、1月23日、当委員会から意見書を提出しました広告業務及びこれに附帯する業務に係る郵便事業株式会社の新規業務の認可申請につきまして、総務省において認可されたということです。

事務局からご報告をお願いいたします。

○田尻参事官 ただいま委員長からお話がありましたとおり、先にご審議いただきました郵便事業株式会社の広告業務に関する認可申請については、総務省の方で2月6日に認可をしたということで、同日、報告があったところでございます。

本委員会の意見に対する対応でございますが、まず業務認可の要件のところ、「目的内業務の遂行に支障がないこと」、これにつきましては、個人情報保護に対するコンプライアンス態勢の整備とか不招請勧誘に対する適切な対応、さらに広告内容や広告主の選定を適切なものにするということ3点がございました。さらに、「同種の業務を営む事業者の利益を不当に害



さないこと」という点について、意見書で指摘されているところでございます。これら意見書の指摘につきましては、総務省におきまして、郵便事業株式会社に対して、確認したところでございます。

それから、業務を実施する場合の留意事項として、「子会社を通じて行う場合に、主体性を発揮して業務を実施する必要がある」旨、意見書の中に書かれているわけでございますけれども、これにつきましては郵便事業株式会社において対応する事項でございますので、総務省から郵政民営化委員会の意見として、郵便事業株式会社の方に伝えたところでございます。

参考までにご報告いたしますと、現在、この広告業務は子会社で行うことになっておりますが、現在、郵便事業株式会社におきまして、子会社設立に向けて準備をしているところでございます。

以上でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、何か質疑等がございましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、特段のご意見がないということでしたら、以上をもちまして郵政民営化委員会第37回会合を閉会といたします。

今後の日程につきましては、また事務局の方からご案内いたします。

この後、本日は意見を取りまとめましたので、新聞記者の方々にブリーフィングを私の方からしようと思います。

本日は、どうもありがとうございました。